

清里町店舗改修事業補助制度が始まります

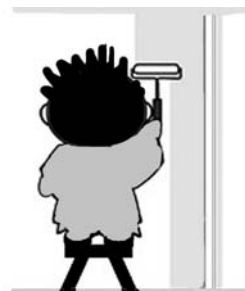
町では、平成24年10月より、店舗のイメージアップと商店街の活性化を図るため、店舗改修事業に要する費用の一部を補助いたします。

補助対象期間（3年間）

平成24年10月1日～平成27年3月31日

補助対象者

- 清里町に住所を有する者
- 改修を行う店舗の所有者で、現店舗において5年以上営業を行っており、改修後もその店舗で営業を継続することが確実な者
- 改修を行う店舗の所有者及び同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納していないこと



補助対象店舗

- 町内に存する店舗であること
- 改修の着手時において建築後10年を経過していること
- 改修に要する補助対象費用（消費税を除く。以下同じ）が20万円以上であること
- 改修が各年度末までに完了すること
- 借家で営業の場合、店舗所有者の同意があること

補助対象外店舗

- 娯楽業や風俗を伴う飲食業
- 農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金及び店舗出店等支援交付金事業による補助を受けた店舗

施工業者

清里町商工会の会員であり、町内に独立した事業所を有し、建築業に関連する業をする者

補助対象工事

- 増築工事 既存の店舗部分のない場所に、新たに店舗部分を建築する工事
- 改築工事 既存の店舗部分の一部を取り壊し、その場所に店舗部分を改めて建築する工事
- 改修工事
 - 1 安全性、耐久性、環境に配慮した工事
 - ① 段差解消・スロープ等の改修工事
 - ② 断熱改修工事
 - ③ 環境に配慮した省エネ設備機器改修工事
 - ④ 耐久性補強工事
 - 2 店舗の主要構造部の改修工事
 - ① 基礎・土台・梁又は柱の改修工事
 - ② 筋かい・火打ち等による構造補強工事
 - ③ 外壁・屋根等の改修工事

対象費用に含まないもの

- 店舗部分と店舗以外の部分を併せて工事する場合、その店舗以外の改修工事に要した費用
- 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要した費用
- 店舗前舗装、庭、花壇等の外構工事に要した費用
- 太陽光発電設備に要する費用

補助金額

改修に要する費用の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）

※同一店舗について1回限り

※50万円上限

※補助金交付決定額のうち、30万円（千円未満切り捨て）を限度にきよさと商品券で交付することができ、残金は現金交付とする。

申請の方法

補助金の交付を希望される方は、補助金交付申請書に必要書類を添付し、産業課商工観光・林政グループまで提出して下さい。（申請書を備えています）

※住宅リフォーム事業補助制度も引き続き行っています。リフォームを検討されている方はご相談下さい。